



高校生の登山のあり方等に  
関する検討員会

■ 2022.7.6

那須雪崩事故遺族 奥 勝

# 安全対策の変遷



## 安全対策のあるべき姿

- ・ 根拠の明確な基準とルールを策定
- ・ 基準とルールに基づいた安全対策を実施
- ・ 登山計画を審査・チェックし、その結果を公開・発信



# 安全対策の変遷

	登山計画の審査	引率者の専門性	雪山への登山	情報公開
<b>事故前</b>	高体連主催講習は除外 標高1500m以上の山への登山が審査対象	規定なし	雪山登山に制限なし 降雪中とその翌日は行動を中止のこと	規定なし

2017.3.27

<b>那須雪崩事故</b>	高体連主催講習のため、 審査なし 標高1,465メートル程度の 斜面で雪崩事故発生	顧問歴10年超、登山経験30 年超の教員が事故を引き起こ した	前日夜から当日朝にかけて 30cm以上の降雪があつた中、 予定にないラッセル訓練を強行	2010年の雪崩事故を隠 蔽
---------------	--	---------------------------------------	---	-------------------

2018.1~12策定

<b>那須雪崩事故を教訓 とした学校安全のための取組</b>	高体連主催の講習も審査 対象とする 標高1,500m以上の山への 登山が審査対象	顧問歴5年以上の顧問教員を 1名以上配置 県外のグレードの高い山への 登山のみ登山アドバイザー を派遣を推奨	雪上活動は禁止 標高が低く、積雪期の状 態にない山16か所につい ては冬季の登山を許可 (登山啓作作成のためのガイドライン)	規定なし
------------------------------------	---	--	--	------

2022.2 現在

<b>現状</b>	すべての登山活動を審査 対象とする 高体連主催講習の講習も 審査対象とする	顧問歴5年以上の顧問を1名以 上配置 すべての登山活動に登山アド バイザーを派遣する	同上 残雪及び雪渓を含むルー トの山行を認める	登山計画審査結果、山行 結果を県教委HP上で公 開
-----------	--	---	-------------------------------	---------------------------------

# 安全対策の変遷

事故後に策定された「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」では、安全に関する基準がなかったり、根拠も明示されないまま決められた甘い基準があり、数多くの問題がありました。

現状、事故から5年後としての進捗は芳しくないものの、再発防止策の方向性は正しいものであると感じています。

しかし、相変わらず根拠が明示されないまま決定された基準が数多く残り、いつまた根拠なく甘い基準に戻されてしまうのか、監視の目をゆるめることはできません。

# 引率者について

## 登山アドバイザー帯同の基準

### 当初出された基準

県外のグレードの高い山への登山のみ登山アドバイザー派遣を推奨



### 2019年度試行

県内外を問わず、すべての登山について登山アドバイザーを帯同させる



### 2020.2.17 高校生の登山のあり方等検討委員会

県教委より、低山で著しい危険がない登山ルートについては登山アドバイザー帯同不要としたいとの意見

→ 山域のルートと危険箇所を図示し、ルート以外には行かないなどルールベースの制度設計ができればよいのではないかと意見



### 2020.2.21 登山計画審査会

標高が低く著しい危険がない県内外16カ所の山については登山アドバイザー帯同不要と決定

制度設計がないままの決定

本検討委員会での意見が無視され、制度設計がない中で登山アドバイザー帯同不要の決定がなされる

# 引率者について

## 登山アドバイザー帯同不要の基準についての意見 (2020.2.17)

第2回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会

資料5「登山活動の特質を踏まえた安全策について(案)」より抜粋

※登山アドバイザーの原則帯同により、次の点が効果として期待できる。

- 経験の浅い顧問の技量補完と複眼的な安全確保策
- 顧問の行動に対するチェック的効果
- 顧問単独による引率時の安全配慮に欠けた指揮監督等の抑止効果等

第2回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会

「令和元年度第2回 高校生の登山のあり方検討委員会 会議録」より抜粋

**登山アドバイザーがいないということは、知識や経験、安全意識を持った方が帯同しないという前提に立たなければいけない**



この山ならオーケーだよと簡単に言うのではなく、低山で著しい危険がない山行ルートについては、**ルートや立ち入り可能な場所、危険箇所、立ち入ってはいけない場所や中止すべき天候等をしっかり明示し、ルールとし徹底していただきたい**そして、さらにそれをHP上などどこかで示して、**だからこの山はアドバイザーがつかなくても大丈夫なのだよと、そこまで言っていたきたいと思えます。**

左記の通り、登山アドバイザー不在時のルールを決め、ルールベースの制度設計によって帯同不要とすることができるのではないかと意見させていただきました。

その4日後に開催された登山計画審査会にて帯同不要とした根拠もルールも示されないまま、県内外16か所の山への登山を帯同不要とする決定がなされました。

この16カ所の山の選定は適正な決定だったのかもしれませんが...

**ルールも選定の根拠もなく、制度設計がないままの状態決定されました。**

その後、考えを改めて頂いたのか現状では登山活動すべてに登山アドバイザー帯同とする対応をとって頂きました..

# 登山計画の審査について

## 審査対象とする基準

### 事故前の基準

県立高等学校が教育活動の一環として実施する登山

標高1,500m以上の山への登山



### 当初出された基準

左記に加え、**高体連主催の登山・講習会も審査対象とする**

**標高1,500m以上の山への登山**

2018年12月17日付「登山計画作成のためのガイドライン」

県教委から示された基準は以下の点から問題があると考え、遺族から全件審査対象とするよう申し入れを実施

### 標高1,500mの根拠が不明確

標高1,500m以下では事故発生が少ないなどの根拠となるデータが何も示されていない。  
那須雪崩事故は、標高1,500m以下の斜面で発生している。

### 申請の2割以下しか計画審査の対象とならず、審査が形骸化

登山計画作成のためのガイドライン策定後の初めて開催された登山計画審査会(2019.4.19)では提出された21件の登山計画のうち4件のみが登山計画審査の対象。審査対象は2割以下。  
登山計画の8割を超える21件中17件は審査されなかった。

# 登山計画の審査について

## 審査対象の基準についての議論 (2019.5)

県教委

古賀志山のような低山への登山を審査するのは馬鹿げている。効率の悪いことはやらない。

古賀志山での事故発生を報道で頻繁に見掛けるが？

報道にあるのは鎖場付近での事故が大半。通常の登山ルートでは事故は起きていない。

では、通常の登山ルートと鎖場を地図上で図示し、通常のルート以外の場所にはいかないことをルールとして定めればよいのではないか。

そのようなルールを定めた山域を公表し、その山域を審査対象から外すということであれば制度設計があってよいと思うが。

危険箇所の図示などの対応も必要ない。

古賀志山への登山計画を審査する必要はない。馬鹿げている。効率が悪い。

遺族

遺族

那須雪崩事故もゲレンデでの訓練にとどめていれば事故は起きなかったはず。

通常ではあり得ない危険なルートを選択してしまったため事故が発生した。

せめて先ほど言ったような制度設計を検討し、危険なルートに行かないようにしていただきたい。

それが遺族の願いです。

県教委

古賀志山を審査するのは馬鹿げている。遺族の願いであっても効率の悪いことはやらない。

**「馬鹿げている」「効率が悪い」と連呼され審査対象の基準やその根拠について議論になりませんでした。**

その後、考えを改めて頂いたのか現状では登山計画全件を審査対象とする対応をとって頂きましたが..  
(2019.7全件審査に運用を見直し)

**いつまた審査対象を根拠なく標高1,500m以上と変えられるか、監視の継続が必要です。**



# 登山計画の審査について

## 遺族からお願いした内容

いくつかの山域を登山計画の審査対象から外すのであれば、「標高1,500m以上」などという根拠も不明な基準を持ち出すのではなく、明確な根拠をもった基準とルールの策定が必要。

該当の山域で過去に発生した事故が少ないことをデータで示し、危険箇所を避けるためのルートの設定とルールが策定された山域についてのみ例外的に審査対象から外すなどの措置が必要なのでは？

過去に事故が遭った場所、危険な箇所と、それらの危険箇所を避け、学校活動としての適切な危険の小さいルートを明示した地図を作成。  
適切なルート以外の登山道には入らないようにルールを制定。

作成例 これは一般的な登山としてのもの



NPO法人 古賀志山を守ろう会HP

古賀志山周辺地図2021-02版より引用

<https://npo-mt-kogashi.jimdofree.com/古賀志山周辺地図>

根拠のある基準やルールもない状態で安易に審査対象を変更することは今後もやめて頂きたい

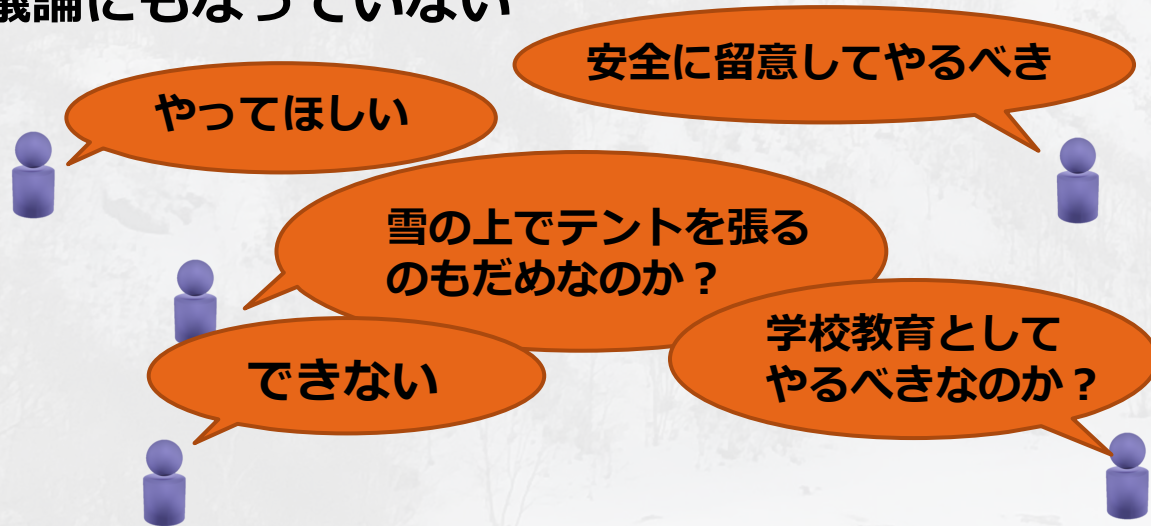
# 雪上活動について

2018.9

栃木県教育委員会は登山計画審査会の場で、県立高の山での雪上活動を全面的に禁止する方針を示した

2018年7月24日第4回登山計画審査会での議論

議論にもなっていない



本来、以下のような観点で議論すべきですが、

山岳部の講習会はどのような形態で実施すべきか  
雪上活動ができる安全な斜面をどのように規定するのか  
危険な斜面に入り込まないようにどのように制度設計すべきか  
部活動として実施するために何が必要か

結論

雪崩事故を受け、現場の教員は雪上訓練にナーバスになっており、現状で認めることはできない。

産経新聞2018.9.8

[「那須雪崩事故 計画審査会がガイドライン素案 積雪時の冬山登山禁止」](#)

**教員がナーバスでなくなると、  
雪上活動を再開するんでしょうか？**

**各人の価値観で押し問答するのではなく、  
ちゃんと議論して物事を決定してください**

# 残雪・雪渓のある山への登山について

## 残雪・雪渓のある山への登山の基準

ガイドラインを夏場に残雪のある場所での活動も認めるものに改訂

2020年2月21日、第6回目の令和元(2019)年度の登山計画審査会

また、第1章4において、冬山登山や雪上活動訓練を禁止しているところだが、夏山における残雪及び雪渓については、傾斜が緩やかで転滑落等の恐れがない場合には、当該残雪及び雪渓を含むルートの山行を認める。

なお、残雪または雪渓の状態は年によって異なることから、山行の可否については、その都度登山計画審査会における審査を経て決する。

### 基準があいまい

「夏山」とはなんのでしょうか？「傾斜が緩やか」とはどのような傾斜なのでしょう？「転滑落等の恐れがない場合」とはどのような場合なのでしょう？**写真などで図示はできないのでしょうか？**

### 計画審査会の大きな権限

基準を曖昧にし、「その都度登山計画審査会における審査を経て決定する」として審査会に大きな権限を持たせています。

**委員が変わると委員の価値観によって安全性が変わってしまいます。**



このままでは明らかな雪山であっても登山を実施し、「あれは雪山ではなく、残雪や雪渓だった。雪山登山はしていない。」などと言って言い訳をする顧問教員が出てくるのではないのでしょうか？

他県では11月の積雪のある山を登って「11月なので冬山ではなく秋山」と言い張った教員もいらっしゃいます。

抜け道となってしまうことを懸念いたします。

### 「春山安全登山講習会」とは？

「春山安全登山講習会」の開催通知より

4月・5月に登山を計画している学校は必ず受講するようにして下さい。また、夏山登山においても雪渓の通過を伴うことがあり、雪上技術が必要となる場合があり、夏山登山を計画している学校についても積極的に受講して下さい。

**講習も受けずに残雪・雪渓のある山への登山が許可されるなら、「春山安全登山講習会」とは一体何だったのでしょうか？**

この講習会を受講しなくても残雪のある山や、雪渓の通過を伴う山への登山が実施できるような、無くてもよいような講習会だったのでしょうか？そんなどうでもよい講習会に参加して息子らは命を落としたのでしょうか？

# 「子どもたちを山から遠ざけてしまってはいけない」

[栃木知事 2017.6.27定例会見](#)

**この言葉は学校教育の場で無条件で登山を  
実施してもよいという免罪符ではないはずです**

これからも登山を続けていくためには何が必要か考え続け、  
安全登山のための根拠と基準を示してください。